平成２５年（フ）第３１号
神戸市西区玉津町西河原306　ユニベール神戸201号室、住民票上の住所神戸市西区玉津町新方245番地の１　市住東住宅２―106号
債務者　眞野　健太
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
兵庫県明石市大久保町西島839番地の１　シーサイドシャトル301号
債務者　林　　将義
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５５号
神戸市西区押部谷町木幡２番地の75　７―302号
債務者　中西　直子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
兵庫県明石市野々上１丁目１番地の21　第１シャルム102号
債務者　小林　正和
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第５７号
兵庫県明石市野々上１丁目１番地の21　第１シャルム102号
債務者　小林ヱミ子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９号
兵庫県宍粟市一宮町須行名852番地
債務者　柴田　美幸
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１０号
兵庫県たつの市龍野町小宅北55番地７　コーポ小宅７号、従前の住所兵庫県たつの市龍野町片山772番地68
債務者　渋谷　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第２０号
佐賀県唐津市山本1751番地９
債務者　渡邊　留夫
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第６７号
広島県福山市春日町６丁目27番19号　シティハイツ緑丘Ｂ201
債務者　清水美津子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０８３号
大阪市旭区清水３丁目８番25号
債務者　林　　寛明
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０１号
大阪市西成区玉出中１丁目５番８―305号、前住所大阪府和泉市室堂町1144番地の１401
債務者　荒木　真弓
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２４６号
大阪府枚方市香里ケ丘１丁目22番地Ｅ６―104
債務者　立川　敏子
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３７４号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目54番３号
債務者　大澤　和彦
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３９３号
大阪府門真市新橋町31番24―513号
債務者　谷　ます恵（旧姓タバタ）
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５号
山口県下松市旗岡２丁目６番２―105号
債務者　邑上　利明
1　決定年月日時　平成25年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第２４号
青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地2446　フィットマン八工大202号、前住所青森県八戸市大字尻内町字矢沢24番地
債務者　松倉　文雄
1　決定年月日時　平成25年４月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第５４号
東京都多摩市豊ヶ丘２丁目６－３―105、開始決定時の住所東京都町田市鶴川４丁目２―15
破産者　松浦　一三
1　決定年月日　平成25年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部